

介護予防通所介護相当サービスにおける同一建物減算コードの追加について

介護予防通所介護相当サービスについて、1回あたりの同一建物減算のサービスコードを追加しました。つきましては、平成30年4月利用分より、該当する利用者で回数払いの対象となる場合は、1回あたりのサービスコードをご使用いただくよう、よろしくお願いいたします。

◆追加したサービスコード

A6-1213 通所型独自サービス 21 回数……………284 単位
A6-1223 通所型独自サービス 22 回数……………295 単位
A6-8006 通所型独自サービス 21 回数・定超…171 単位
A6-8016 通所型独自サービス 22 回数・定超…178 単位
A6-9006 通所型独自サービス 21 回数・人欠…171 単位
A6-9016 通所型独自サービス 22 回数・人欠…178 単位

◆請求例

同一建物減算の対象者で、介護予防通所介護相当サービスを週1回利用する場合（要支援1及び事業対象者）

①利用月が4週目までの場合（月4回の利用の場合）
使用するサービスコード：A6-1223（回数払い） 295 単位×4回=1,180 単位
②利用月が5週目までの場合（月5回の利用の場合）
使用するサービスコード：A6-1111（月額報酬払い）+A6-6105 1,647 単位-376 単位=1,271 単位

※利用回数が上限範囲内の場合は、1回あたりの単位の減算を合算させたサービスコードを使用してください。

※利用回数が上限を超え、月額報酬払いとなるときは、1月あたりの単位と同一建物減算のサービスコードを併用してください。

問い合わせ先：河内長野市保健福祉部いきいき高齢・福祉課